

令和 7 年 9 月 26 日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

厚 生 常 任 委 員 会 報 告 資 料
(その 1)

健 康 医 療 局

目 次

ページ

- 1 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく健康医療局所管条例の見直し結果について 1
- 2 「神奈川県第一種大麻草採取栽培者免許等審査基準及び指導基準」案の策定について 5

1 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく健康医療局所管条例の見直し結果について

神奈川県条例の見直しに関する要綱に基づき、原則、5年を経過するごとに条例を見直すこととしており、今回、次の3条例について、見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

	条例名	見直し結果
(1)	神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
(2)	食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（※）	
(3)	神奈川県食の安全・安心の確保推進条例	

※ 食品衛生法施行規則の改正に伴い、新設された施設基準を追加する条例改正議案を令和8年第1回定例会に提出

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和7年度	次回見直し予定	令和12年度
条 例 名	神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例				
条 例 番 号	平成22年神奈川県条例第15号		法 規 集	第8編第2章第2節	
所 管 室 課	健康医療局保健医療部医療整備・人材課				
条 例 の 概 要	県内において地域医療に関連する診療科を担当する医師が不足し、その確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、将来県内において地域医療を担う有能な人材の育成及び確保を図るため、神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けに関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	将来県内において、地域医療に従事する地域枠医師を育成、確保するため、修学資金の貸付に関し定める条例であり、現在でも必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	地域枠医師は大部分が県内で就業しており、県内の地域医療に貢献する医師の育成・確保に有効に寄与している。			令和7年4月 現在 県内就業者数 ：118名
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	修学資金の額、返還方法等については、いずれも適当であり、効率的な事務執行がなされている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく修学資金の貸付けは、「新かながわグランドデザイン」主要施策Ⅱ「健康・福祉」の「④地域における持続可能な保健・医療体制の整備」及び「神奈川県保健医療計画」の「医療従事者の確保・養成」に寄与するものであり、本条例は、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	修学資金の貸付け、返還、免除等について規定するものであり、憲法、法令には抵触しないものである。			
	その他				
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和7年度	次回見直し予定	令和12年度
条 例 名		食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例			
条 例 番 号		平成12年神奈川県条例第8号	法 規 集	第8編第5章	
所 管 室 課		健康医療局生活衛生部生活衛生課			
条 例 の 概 要		食品衛生法の規定に基づく営業の施設基準（施設基準）等、食品衛生に関し必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、食品の安全性を確保するため、また、飲食に起因する衛生上の危害（食中毒等）の発生を防止するため、食品衛生法に基づき必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例では、営業許可の基準として施設基準を定めており、食品衛生を確保するため、有効に機能している。			令和7年3月末現在 ・営業許可施設数 26,109施設 ・営業届出施設数 11,360施設 (いずれも県所管域)
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例では、食品衛生のための必要最低限の基準を定め、当該基準に基づき効率的に食品衛生の確保を図っている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「新かながわグランドデザイン」主要施策Ⅵ「危機管理・くらしの安心」の「③生活の安心の確保 ①食の安全・安心の確保」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、食品衛生法の規定に基づき、施設基準等を定めた条例であり、憲法、法令には抵触しない。			
	その他				
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和7年度	次回見直し予定	令和12年度
条 例 名	神奈川県食の安全・安心の確保推進条例				
条 例 番 号	平成21年神奈川県条例第58号	法 規 集	第8編第5章		
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条 例 の 概 要	食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の健康を保護し、並びに県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与するために必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、食の安全・安心の確保の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで県民の健康を保護するとともに、県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与していることから、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、食品関連事業者に対して食品等の生産及び製造から販売までの流通の各段階で、適正な管理に関する助言や指導を行っていることから、本条例は有効である。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例に基づく施策の中期的な目標及び施策の方向を定める指針を策定し、総合的かつ計画的な推進を図るなど、効率的に運用できている。			
	基本方針適合性 （県政の基本方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「新かながわグランドデザイン」主要施策Ⅵ「危機管理・くらしの安心」の「③生活の安心の確保 ①食の安全・安心の確保」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	食の安全・安心の確保の推進に関する施策の基本となる事項を定めた条例であり、憲法、法令に抵触しない。			
	その他				
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				

2 「神奈川県第一種大麻草採取栽培者免許等審査基準及び指導基準」案の策定について

令和7年3月に一部が施行された「大麻草の栽培の規制に関する法律」について、第一種大麻草採取栽培者免許が新たな免許区分として規定されたことなどから、現行の「神奈川県大麻取扱者免許等申請審査基準」を全面改正し、新たに「神奈川県第一種大麻草採取栽培者免許等審査基準及び指導基準」として案を策定したので報告する。

(1) これまでの経過

令和5年12月 「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が公布され、段階的に施行することとされた。

令和6年12月 「大麻取締法」が「大麻草の栽培の規制に関する法律」に変更し施行された（第一段階施行）。

令和7年1月 「第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査について」（厚生労働省医薬局長通知）等が発出され、当該免許の審査業務及び大麻の栽培地外への持ち出し許可に関する運用が示された。

3月 「第一種大麻草採取栽培者免許」が新たな免許区分として施行された（第二段階施行）。

7月 第2回定例会厚生常任委員会に素案報告

令和7年7月 素案に対するパブリック・コメントの実施
～令和7年8月

(2) 策定の趣旨

法改正等を踏まえ、許認可事務及び行政指導における公平性の確保と透明性の向上を図るため、厚生労働省からの技術的助言に基づき、次の基準を定める。

ア 新たに規定された免許区分に応じた基準

従来の大麻栽培者免許（都道府県知事の免許）に代えて、新たに次の免許区分が規定されたため審査基準及び指導基準を定める。

区分	対象	免許権限
第一種大麻草 採取栽培者免許	製品の原材料として有害成分（THC）の濃度が基準値以下的大麻草を栽培する者	都道府県知事

第二種大麻草 採取栽培者免許	医薬品の原料として大麻草を栽培する者	厚生労働大臣
-------------------	--------------------	--------

イ 大麻の栽培地外への持ち出しに関する基準

国からの通知に基づき、都道府県知事許可である大麻の栽培地外への持ち出しについて、審査基準及び指導基準を定める。

(3) 案の概要

ア 第一種大麻草採取栽培者免許の審査基準及び指導基準

(ア) 審査基準

a 栽培目的等の妥当性

- ・ 大麻草の栽培について、栽培目的や事業計画が適切なものであること。

b 栽培管理

- ・ 栽培地の場所及び面積が、その栽培目的等に照らして適切であり、過不足ないものであること。
- ・ 栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペースが分離していること。
- ・ 適切に保管できる施設を備えていること。
- ・ 栽培地や大麻の保管施設等の管理体制が適切なものであること。
- ・ 大麻草の種子等の入手先が明確であり、かつ、濃度基準値を超えない大麻草の種子等を用いて栽培することが明らかであること。
- ・ 必要に応じ、交雑を防止するための措置を講じていること。

c 盗難防止対策

- ・ 栽培を行う土地、施設等には、盗難防止対策を講ずること。

(イ) 指導基準

a 栽培目的等の妥当性

- ・ 麻薬に該当しない又は指定薬物を含有しない大麻草の製品の原材料を採取することを目的としていること。
- ・ 栽培から製品の供給に至るまでの全ての過程が明確になっていること。

b 栽培管理

- ・ 免許を受けようとする者自身が、実地に管理できる状況にあること。

- ・ 専ら補助者に栽培管理を行わせることはできないこと。
- ・ 法人又は団体の場合は、役員又は従業員などから大麻草の栽培に従事する者を定めて、栽培させること。

c 盗難防止対策

- ・ 一般の農作物と同程度の盗難防止対策を講じること。

イ 大麻の栽培地外への持ち出し許可の審査基準及び指導基準

(ア) 審査基準

大麻の栽培地外への持ち出しは以下の場合に限ること。

- ・ 大麻草の加工のために譲り渡す場合
- ・ 複数の栽培地を登録している場合であって、それらの栽培地間で移動させる場合
- ・ 栽培した大麻草を外部の分析機関に譲り渡す場合
- ・ 大麻草を司法警察職員へ任意提出する場合
- ・ その他知事が適切と認める場合

(イ) 指導基準

- ・ 原則、持ち出しの都度許可を得ること。
- ・ 収穫時期など一定期間中に複数回の持ち出しが想定される場合は、一定期間の持ち出し許可を事前に受けること。

(4) 素案に対するパブリック・コメントの状況

ア 意見募集期間

令和7年7月15日～令和7年8月14日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧等

ウ 意見の提出方法

フォームメール、郵送(手話を撮影・録画したDVDの送付を含む。)、ファクシミリ等

エ 提出された意見

無し

(5) 素案からの主な変更点等

無し

(6) 今後のスケジュール

令和7年10月 審査基準及び指導基準の策定・施行

＜別添参考資料＞

- ・ 参考資料 「神奈川県第一種大麻草採取栽培者免許等審査基準及び指導基準」案